

高知県警察本部訓令第8号

警察本部
警察署

高知県警察機動隊運営規程を次のように定める。

昭和55年3月25日

高知県警察本部長 岩佐 英弐

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県警察機動隊（以下「機動隊」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 機動隊は、警備実施の中核部隊として治安警備及び災害警備に当たるほか、緊急事態対処のための専門的な能力を駆使してテロ対処等に当たるものとし、その他必要に応じ、部隊活動による集団警ら、各種一斉取締り等に従事することを任務とする。

2 機動隊は、隊員が命令に従い、直ちに一体となって各種事象に対応して初めてその任務を全うし得るものであることから、隊員は、平素から規律を保持するとともに、融和団結を旨とし、清新闊達^{かつ}な隊風の確立に努めなければならない。

(隊員の資格基準等)

第3条 機動隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、選抜するものとする。

(1) 機動隊長（以下「隊長」という。）

隊長の資質及び能力が、機動隊の運営及び隊員の資質の練磨の在り方に大きく影響することに鑑み、人格、識見及び指揮能力が特に優れ、実務に精通した者をもって充てるように配意しなければならない。

(2) 幹部隊員（分隊長以上）

人格、識見及び指揮能力に優れた、将来の県警察の中樞を担うべき者をもって充てるものとする。

(3) 幹部以外の隊員（分隊員）

原則として、次のアからウまでに該当する者とする。

ア 30歳未満で身体強健な者

イ 1年以上の実務経験を有する者

ウ 術科に優れ、又は通信、自動車の運転等に関する技能を有する者

2 隊員の服務期間は、機動隊の円滑な活動、隊員の人格育成及び実務能力の向上等に配慮し、相当な期間としなければならない

(教養訓練)

第4条 隊長は、第2条第1項に規定する任務を達成するため必要な教養訓練を機動隊のほか、管区機動隊及び第二機動隊についても行わなければならない。

2 隊長は、毎月、教養訓練計画を作成するものとする。

3 関係所属長は、第1項に規定する教養訓練に積極的に協力するものとする。
(出動)

第5条 隊長は、毎月、勤務計画を作成するものとする。

2 勤務計画の作成に当たっては、機動隊の多角的な運用、教養訓練時間の確保等に配意し、隊員の実務能力を向上させ、機動隊の特性及び機能を十分発揮させるよう努めなければならない。

第6条 機動隊は、本部長の命により出動するものとする。

2 隊長は、機動隊の出動状況を速やかに警備第二課長に連絡するものとする。
(応援要請)

第7条 所属長は、機動隊の応援が必要であると認めるときは、その日時、場所、人員及び理由を明らかにして本部長に要請するものとする。ただし、署長が行う要請は、当該応援を必要とする事件等の主管課を経由してするものとする。

2 応援派遣された隊員は、派遣先の所属長の指揮を受けて勤務に服するものとする。

(事件等の処理)

第8条 機動隊が取り扱った事件事故等は、速やかに所轄署に引き継がなければならない。ただし、本部長が指示する事案については、機動隊において処理することができるものとする。

(装備資器材の整備)

第9条 隊長は、常に装備資器材の点検整備に努め、有事に備えなければならない。

(宿舎)

第10条 隊員は、指定された宿舎に入居するものとする。ただし、入居し難い特別の理由があり隊長の承認を得た者は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 高知県警察機動隊運営規程(昭和37年12月本部訓令第24号)は、廃止する。

附 則(平成27年11月19日高知県警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成27年11月19日から施行する。

附 則(平成29年3月6日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成29年3月6日から施行する。

附 則（令和6年10月15日高知県警察本部訓令16号）

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。